

和歌山県警察音楽隊カラーガード隊員運用要領の制定について（例規）

（最終改正：令和２年７月２日 広第40号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

このたび、警察広報業務嘱託職員の運用に関し、別記のとおり和歌山県警察音楽隊カラーガード隊員運用要領を制定し、平成21年４月１日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察音楽隊カラーガード隊員運用要領

1 趣旨

- (1) この要領は、警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）において運用する警察広報業務嘱託職員の和歌山県警察音楽隊カラーガード隊員（以下「カラーガード隊員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。
- (2) カラーガード隊員の運用については、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年和歌山県警察本部訓令第23号）、「会計年度任用職員取扱基本要綱」（令和元年11月５日付け務第63号）等に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 配置

カラーガード隊員は、広報県民課に附置された警察音楽隊に配置するものとする。

3 責務

カラーガード隊員は、派遣演奏等の音楽活動を通じて県民と警察との融和を図り、警察広報の効果を高めるとともに、警察職員の士気の高揚と情操のかん養に寄与することを責務とする。

4 職務

カラーガード隊員は、警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）の指揮のもと、和歌山県警察音楽隊規程（昭和44年和歌山県警察本部訓令第28号。以下「音楽隊規程」という。）第５条に定める隊長の指示により、次に掲げる職務に従事するものとする。

- (1) パレード、ドリル、楽器演奏、司会等の派遣演奏活動
- (2) 行進訓練、ジャズダンス訓練、楽器演奏訓練等の訓練活動
- (3) その他隊長が命じた事項

5 勤務日

カラーガード隊員の勤務日は、週４日で広報県民課長が定める日とする。

6 勤務時間

カラーガード隊員の勤務時間は１日当たり７時間とし、始業時刻、休憩時間及び終業時刻は任用条件通知書（会計年度任用職員取扱基本要綱別記様式第１号）で明示した範囲内において広報県民課長が定めるものとする。

7 サービス

カラーガード隊員は、職務に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) カラーガード隊員の使命を自覚し、常に奉仕的観念と熱意を失わないこと。
- (2) 規律を守り、品位を養い、カラーガード隊員の名誉を汚さないこと。
- (3) 常に音楽技術の錬磨に努めること。
- (4) 職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと。

8 勤務計画

- (1) 広報県民課長は、毎月20日までにカラーガード隊月間勤務計画（別記様式第1号）により、翌月の勤務計画をカラーガード隊員に示すものとする。
- (2) 隊長は、上記の勤務計画により難い事情が生じたときは、広報県民課長の承認を受け、これを変更することができる。

9 派遣要請及び活動の記録等

- (1) カラーガード隊員の派遣要請は、音楽隊規程第12条の規定に準じて行うものとする。
- (2) カラーガード隊員が訓練、派遣演奏等の業務に従事したときの活動の報告及びその記録については、音楽隊規程第13条及び第14条の規定に準じて行うものとする。

10 カラーガード隊員の運用に当たっての留意事項

隊長は、カラーガード隊員の運用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 職務及び活動内容に関する指導教養を十分に行い、警察広報の重要性を理解させること。
- (2) 個々の生活実態等の身上把握を行うとともに、勤務実態を掌握して指導監督を徹底すること。
- (3) 職務上の取扱いや特異事項等について、適宜・適切な報告をさせること。

11 研修

隊長は、カラーガード隊員の職務が適正かつ効果的に行われるよう必要な知識及び技術を習得させる研修を受けさせることができる。

（別記様式省略）